

騒音障害防止のためのガイドラインの一部改正案及び騒音障害防止のためのガイド
ラインの解説の一部改正案に関する御意見募集について

令和5年3月4日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

騒音障害の防止については、事業者が自主的に講ずることが望ましい対策を体系化した「騒音障害防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を平成4年に策定し、その定着を図ってきたところです。しかしながら、近年の騒音性難聴による新規労災認定者は年間300人程度で推移しており、騒音障害防止対策が広く浸透しているとは言い難い状況が続いています。

このような状況を受け、厚生労働省では、学識経験者及び産業界の実務経験者からなる検討会の報告書、労災認定事案の分析結果等を踏まえ、今般、ガイドライン及びガイドラインの解説を改訂することを予定しています。

つきましては、別添の騒音障害防止のためのガイドラインの一部改正案及び騒音障害防止のためのガイドラインの解説の一部改正案に関し、下記のとおり、御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1. 御意見公募期間

令和5年3月4日（土）～同年3月18日（土）（必着）

2. 御意見募集対象

騒音障害防止のためのガイドラインの一部改正案及び騒音障害防止のためのガイドラインの解説の一部改正案

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「騒音障害防止のためのガイドラインの一部改正案及び騒音障害防止のためのガイドラインの解説の一部改正案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。